

委託仕様書

1 委託件名

令和8年度就労継続支援A型事業所の経営改善支援事業

2 事業概要

京都市が指定する就労継続支援A型事業所に対して、事業所の経営改善に関する助言・指導等を委託するもの。

3 契約期間

契約の日から令和9年3月31日まで

4 委託内容

(1) 事業所の経営改善支援について

ア 実施体制の確保等

- (ア) 経営改善支援は以下の「全体研修」と「個別面談」から成る。受託者はこれらそれぞれについて実施体制を整えること。

<全体研修>

後述の個別面談に先立ち、経営に関して各事業所が抱える課題等を事前に共有するため、市内全てのA型事業所を対象に研修を行う。

<個別面談>

A型事業所を訪問して、各事業者の状況に応じた助言等を行う。

- (イ) 経営支援に従事するもの（以下、「経営相談員」という。）については、障害者就労施設の会計制度に知悉した公認会計士や税理士の資格を持つ者等、相当の知識及び経験を有する者を配置すること。
- (ウ) 受託業務の開始に際しては、あらかじめ経営相談員名簿及び公認会計士等の資格を有する者については、資格等を有することを証する写しを本市に提出すること。

イ 全体研修の実施

- (ア) 全体研修は個別面談開始までに実施すること。
- (イ) 全体研修の内容には少なくとも以下の内容を含めること。
- ・ 障害者就労施設の会計は、福祉事業会計と就労事業会計に区分されること。
 - ・ 自立支援給付費から賃金を支払うことは指定基準違反であること。
 - ・ 生産活動収支の算定に当たり、生産活動の必要経費を計上する際は、生産活動に要した費用（生産活動に係る光熱水費、消耗品費等）をすべからく計上する必要があること。
 - ・ 労支援事業会計について、国からガイドラインが示されていること。
 - ・ 就労継続支援A型が「厚生労働大臣が定める事項及び評価方法」（厚労告88号）に基づいて算出したスコア等の詳細を公表する際、障害者総合支援

法第 76 条の 3 に基づき情報公表対象サービス等情報を提供する場合は、公表対象である全項目について適切に公表する必要があること

- (ウ) 研修については、動画や録音等を活用したオンラインでの実施も可能とし、個別面談前に受講できるようにすること。

ウ 個別面談の実施

- (ア) 個別面談は全体研修後に行うこと。
- (イ) 個別面談を実施する場合、事業所の経営に関する相談等について、丁寧に聴取すること。
- (ウ) 経営改善計画書の提出がある場合は、計画の実行状況等に沿って、支援・助言を行うこと。
- (エ) 個別面談を行った事業所に対して、個別面談を実施したことを証する資料を配布すること（様式は問わない。）。
- (オ) 個別面談を実施した場合は、実施した翌月に事業所から受けた相談内容及び助言内容等について、本市に報告すること（様式は問わない。）。
- (カ) 法令の解釈等、本市が回答すべきものについては、後ほど本市から回答するため、報告書に内容を記載すること。
- (キ) 個別面談等の際に、利用者に対する虐待や、不正請求が疑われるケースを確認した場合は、本市に報告すること。

(2) その他

ア 履行確認

契約期間終了後、令和 9 年 4 月 9 日（金）までに業務完了届を京都市に提出すること。業務完了届については、様式は問わないが、研修の実施内容及び契約期間内の個別面談実施件数の報告を行うこと。

イ 経営相談後の対応

経営相談後に、事業所から問い合わせを受けた場合は、実施した経営相談に関する簡素な内容等、京都市との契約の範囲内である場合は、継続して対応すること。

ウ 経営相談に関する苦情

事業所から、経営相談に関する苦情を受けた場合は、誠実に対応し、速やかに苦情対応の結果を京都市に報告すること。

5 費用負担

受託者が業務の遂行にあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は、契約金額以外の費用を負担しない。

6 経営相談等件数及び見積りについて

経営相談等の件数は以下のとおりとし、個別面談については、委託上限額の範囲内で単価契約とする。

研 修：1 回（オンライン開催可）

個別面談：20 件

7 その他留意事項

- (1) 受託者は本市担当者と連絡を密にして本業務に当たること。
- (2) 業務履行に際し、疑義が生じた場合及び本仕様に定めのない事項については、本市と協議し、その指示に従うこと。
- (3) 業務履行に関し、個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護に関する法律、京都市個人情報保護条例及び共通仕様書に基づき個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱うこと。